

厚生委員会資料

(平成23年9月定例会)

< 条例関係 >

- ◆ 条例改正に伴う新旧対照表 (議案第5号)・・・P1～2

< 報告関係 >

- ◆ 介護保険料減額更正請求事件の上告について・・・P3
- ◆ 放射性セシウムを含む稲わらを餌として与えていた可能性のある牛の肉に係る流通調査について・・・P4

健康福祉局

趣 旨 書

題名 和歌山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う改正

2 改正の概要

「若しくは」を「又は」に改め、「又は高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第34条に規定する住宅をいう。）」を削る。（第2条関係）

和歌山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 略 (1) 高齢者世話付住宅 和歌山県、本市又は和歌山県住宅供給公社が高齢者世話付住宅として供給する賃貸住宅をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1) 高齢者世話付住宅 和歌山県、本市若しくは和歌山県住宅供給公社が高齢者世話付住宅として供給する賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第34条に規定する住宅をいう。)をいう。</p>

9月議会厚生委員会報告事項

介護保険料減額更正請求事件の上告について

本件につきまして、平成23年8月30日に大阪高等裁判所の判決があり、結果は第一審の判決を支持し控訴棄却となりました。

大阪高等裁判所においても、本市の主張が認められなかったため上告し最高裁判所の最終判断を求めるものです。

本件は、平成22年5月14日に、平成19年度分の介護保険料について、3年間分の税の修正申告を行い、市県民税が課税から非課税に変更となったが、保険料減額更正が、2年間の時効により対象とならないのは不当であるとの訴えがありました。

介護保険料の賦課決定や更正の事務取扱につきましては、平成14年度厚生労働省全国介護保険担当課長会議の資料にて、介護保険法第200条において、徴収権については2年間の消滅時効が適用されることから、賦課権についても、法律上期間の規定がないものの消滅時効の期間に鑑み、2年の期間制限があると解されることから、2年経過後は更正の必要が無いとの見解が示されていたため、応訴いたしました。

第一審判決では、原告の平成19年度介護保険料を減額更正せよとの判決であり、本市の主張が認められなかったため、大阪高等裁判所に控訴していました。

放射性セシウムを含む稲わらを餌として与えていた可能性のある牛の肉に係る流通調査について

(平成23年9月20日現在)

全国における出荷頭数及び検査結果（福島県等15道県）

出荷頭数	4,626頭
検査実施頭数	1,467頭
暫定規制値超過	95頭
暫定規制値以下	1,372頭

*食肉の放射性セシウムの暫定規制値は、500Bq/Kgです。

上記のうち和歌山市内において流通消費された食肉の調査結果

流通消費された頭数	42頭
消費数量	3,602.2kg

検査実施状況

検査頭数	5頭
暫定規制値超過	0頭
暫定規制値以下	5頭

*検査機関：和歌山県環境衛生研究センター